

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年6月23日(2025.6.23)

【公開番号】特開2025-20119(P2025-20119A)

【公開日】令和7年2月12日(2025.2.12)

【年通号数】公開公報(特許)2025-026

【出願番号】特願2024-174007(P2024-174007)

【国際特許分類】

A 61K 39/395(2006.01)  
 A 61P 7/00(2006.01)  
 A 61P 35/00(2006.01)  
 A 61P 43/00(2006.01)  
 A 61K 31/704(2006.01)  
 A 61K 31/475(2006.01)  
 A 61K 31/4164(2006.01)

10

【F I】

A 61K 39/395 U  
 A 61K 39/395 D  
 A 61P 7/00  
 A 61P 35/00  
 A 61P 43/00 121  
 A 61K 31/704  
 A 61K 31/475  
 A 61K 31/4164

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月12日(2025.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホジキンリンパ腫に由来する腫瘍を有する対象を処置するための、ニボルマブを含む医薬組成物であって、ここで、対象は(i)自己幹細胞治療、(ii)ブレンツキシマブペドチンまたは(i)と(ii)の両方を含む先の処置に応答性ではなかったものであり、ニボルマブは480mgの均一用量で4週に1回投与されるものである、医薬組成物。

【請求項2】

(i)対象が先の処置後部分奏効の達成に不成功であった、(ii)対象が先の処置後の完全奏功後に再発した、および/または(iii)対象が先の処置後の部分奏効または疾患安定後、疾患進行したものである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

対象がさらにドキソルビシン、ビンプラスチンおよびダカルバジンを投与されるものである、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

対象がブレオマイシンを投与されないものである、請求項1～3の何れか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

40

50

約 2 週に 1 回、ドキソルビシンが  $2.5 \text{ mg} / \text{m}^2$  の用量で投与され、ビンプラスチンが  $6 \text{ mg} / \text{m}^2$  の用量で投与され、ダカルバジンが  $3.75 \text{ mg} / \text{m}^2$  の用量で投与されるものである、請求項 3 または 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

ホジキンリンパ腫が 9p24.1 に遺伝子変化を有するものである、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

ホジキンリンパ腫が PD-L1 および / または PD-L2 を発現するものである、請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

PD-L1 および / または PD-L2 発現が PD-L1 および / または PD-L2 を発現するホジキンリンパ腫の腫瘍細胞の少なくとも 1 % である、請求項 7 に記載の医薬組成物。

10

【請求項 9】

対象が投与開始後少なくとも 1 か月無進行生存を示すものである、請求項 1 ~ 8 の何れか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

対象が初期投与後少なくとも 1 か月の全生存期間を示すものである、請求項 1 ~ 9 の何れか一項に記載の医薬組成物

20

30

40

50